

三田市のマスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市のマスコットキャラクター（以下「キッピー等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「キッピー等」とは、三田市のマスコットキャラクターの図柄及びその名称をいう。

(キッピー等の使用基準)

第3条 キッピー等は、その使用目的が三田市のPR及びイメージアップにつながるものである場合に限り、これを使用することができるものとする（図柄を加工して使用することを除く。）。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 法令や公序良俗に反する場合
- (2) 特定の個人又は団体・企業の売名に利用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得るために利用しようとする場合
- (4) その他トラブルが発生するおそれがある場合

(キッピー等の使用料)

第4条 キッピー等の使用料は、無料とする。

(キッピー等の使用申請)

第5条 キッピー等を使用するときは、三田市のマスコットキャラクター使用申請書（以下「使用申請書」という。）にキッピー等の使用状況を示す図書を添えて市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市の機関が使用するとき
- (2) 市内の学校が教育目的で使用するとき

(キッピー等の使用許可)

第6条 市長は、前条に規定する使用申請書を受理したときは、当該申請が第3条の各号に掲げる事項に該当しない場合は、「三田市のマスコットキャラクター使用許可書」により使用の許可を、同条各号に掲げる事項に該当する場合は「三田市のマスコットキャラクター使用不許可通知書」により使用の不許可をそれぞれ交付する。

(不当な表示等の回避)

第7条 キッピー等の使用に当たっては、第3条各号に掲げる事項を遵守するとともに、市民等に不快感や誤解を与えるような表示又は表現は、避けなければならない。

(使用者の責務)

第8条 キッピー等が表示されたものに関する事故、苦情等が発生した場合における一切の責任は、キッピー等の使用者（以下「使用者」という。）に帰するものとし、使用者は、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

2 使用者は、キッピー等の使用期間が満了した場合には、速やかにその使用を中止しなければならない。

3 キッピー等の使用期間を延長して使用しようとする使用者は、満了日までに第5条の規定により改めて使用申請書を市長に提出し、延長の許可を受けておかななければならない。

(使用の中止等)

第9条 市長は、キッピー等の使用に関し、第3条各号のいずれかに該当する場合、又は定められた使用方法によって使用していないと認められる場合は、その使用を差し止め、若しくは中止させることができる。

(キッピー等の使用状況等の調査)

第10条 市長は、キッピー等の適正な活用を図るため必要と認める場合は、使用者に対し、その使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(キッピー等の使用に関する権利)

第11条 キッピー等の使用に関する一切の権利は、三田市に帰属する。

(キッピー等の管理)

第12条 キッピー等の管理は、キッピー等使用取扱担当課において行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キッピー等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。